



Q) 成果連動型民間委託契約方式 (PFS: Pay For Success) はどのようなものか。

- ✓ PFSとは、「①国又は地方公共団体等が、民間事業者に委託等する事業」であり、「②解決すべき行政課題に対応した成果指標を設定」し、「③支払額を当該成果指標値の改善状況に連動させる」、新たな官民連携手法です。
- ✓ 法令等で定めがあるものではありませんが、内閣府が推進するPFSは、目指すアウトカムが広く地域・住民に裨益するものとなる事業であると考えています。
- ✓ 例えば、各種経費の削減額、ふるさと納税額、債権回収における回収額と支払額を連動させる事業等は、本質的なPFSとは異なると考えています。

Q) PFSとPFIの違いは何か。

- ✓ PFSとPFIは、ともに官民連携 (PPP: Public Private Partnership) の一手法である点は共通しています。
- ✓ PFI (Private Finance Initiative) は、PFI法に基づき、公共施設等の設計、建設、維持管理、運営を一括発注・性能発注を行い、民間資金、民間ノウハウを活用し、コストダウンや地域課題解決を図ります。
- ✓ PFIが主にインフラや公共施設に係る歳出の効率化を目指す手法であることに対して、PFSは主にソフト事業に係る歳出の効率化を目指す手法となっています。



Q) PFSは、医療・健康、介護分野で活用が進んでいるが、その理由は何か。

- ✓ 「医療・健康分野」及び「介護分野」の先行事例では、それぞれ、事業効果として、**将来の医療費削減効果、介護予防費削減効果**について、**エビデンスに基づき算出**している事例があります。
- ✓ 事業実施に当たっての、財政部局、議会、住民への説明では、これらの**経済価値換算された行財政効果等の具体的な事業効果を示していくことが重要**になりますので、エビデンスが蓄積された分野では、先行事例を参照して、案件形成を進められる点が挙げられます。

Q) PFSで、今後活用が期待されるのはどのような分野か。

- ✓ PFSアクションプラン(令和5年3月2日関係府省庁連絡会議決定)においては、今後、**就労支援、環境、まちづくり等の多様な分野への展開**を進めることとしています。
- ✓ 内閣府では、令和6年度の案件形成支援事業において、以下の地方公共団体(事業分野)を採択しました。
 - 旭川市(環境分野)
 - 静岡市(就労支援分野)



Q) ソーシャル・インパクト・ボンド(SIB: Social Impact Bond)はどのようなものか。

- ✓ SIBとは、PFSの一つの種類で、**事業にかかる資金調達を金融機関等の資金提供者から行い**、その提供を受けた資金の償還については、地方公共団体等からの成果指標値における改善状況に連動した支払等を原資として行われる手法です。
- ✓ SIBを導入するメリットとして、**成果連動リスクの大きな事業実施が可能となることや、成果連動リスクを負うことが難しい中小企業等が比較的事業に参画しやすくなる**といった点が挙げられます。

Q) SIBにおいて、資金提供を受けるかどうかは誰が決めるのか。

- ✓ SIBにおける事業活動に必要な資金調達の方法は、**民間事業者が選択**することが一般的です。
- ✓ 地方公共団体は、マーケットサウンディング等の結果を踏まえ、契約書等で、SIB事業実施のための必要事項等の記載を行います。

Q) 資金提供者にはどのような主体がいるのか。

- ✓ 先行事例では、**金融機関、一般財団法人、個人投資家**等があります。